

# 雇用保険を受給することになったら

雇用保険の失業給付金は、健康保険法上収入とみなされます。

雇用保険受給資格者証の基本手当額を確認し、健保組合へ両面コピーを提出してください。

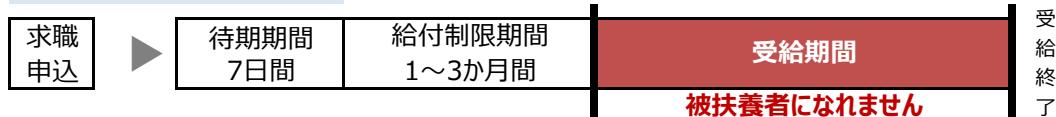
## 失業給付の基本手当額が、認定基準の日額以上となる方は【扶養取消し】となります

失業給付受給期間は被扶養者になれません。国民健康保険に加入してください。

基本手当支給開始日が被扶養者資格取消し日です。5日以内に【扶養取消し手続き】をお願いします。

対象者	認定基準	年間収入	月額	日額
59才以下		130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
19才以上 22才以下（配偶者・内縁除く）		150万円未満	125,000円未満	4,167円未満
60才以上及び障害年金受給者		180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

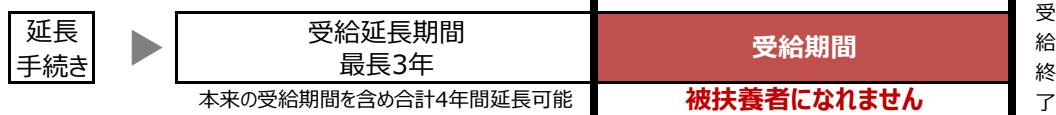
### ①自己都合退職の場合



### ②特定受給資格者および特定理由離職者



### ③受給期間延長の場合



### 【扶養取消しの手続き】

- ① 健康保険被扶養者異動届
- ② 雇用保険受給資格者証両面コピー
- ③ 資格確認書（交付されている方のみ）
- ④ 国民年金第3号被保険者非該当届（配偶者のみ）

### 【提出先】

会社（事業所）人事総務部門

### 被扶養者異動届記入例

取消	申請理由	<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 収入増 <input type="checkbox"/> 75歳到達 <input checked="" type="checkbox"/> 受給始 <input type="checkbox"/> その他( )	資格確認書回収
	事由発生年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 回収日 ↑
	資格喪失証明	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	支給開始日を記入 <input type="checkbox"/> 有 返却日を記入 ↑

↑  
**国民健康保険加入時に証明書が必要です。**

### 雇用保険受給終了後、改めて被扶養者とする場合は、再認定の手続きが必要です

事由発生日より1か月を経過しますと遡っての認定はできません。受給終了後速やかにお手続きください。書類に不備があった場合、全ての書類が揃った日が受付日となりますので充分ご注意ください。